

教師研修（少僧都研修）講座を受講するには

伝宗伝戒を受け、僧階「律師」に叙任された方で、「少僧都」に進級を希望する方は、本講座を受講することができます。ただし、僧侶分限規程（宗規第34号）第34条に規定する少僧都検定合格者については、この限りではありません。

受講資格

- (1) 教師養成道場の修了者で、平成20年度以降の伝宗伝戒道場に入行し、成満日に僧階「律師」が叙任され、現僧階が「律師」の者
- (2) 平成20年度以降の律師検定試験に合格後、伝宗伝戒道場に入行し、成満日に僧階「律師」が叙任され、現僧階が「律師」の者
- (3) 大正大学または佛教大学において、教師資格取得の必要単位を修得した者で、平成20年度以降の伝宗伝戒道場に入行し、成満日に僧階「律師」が叙任された後「少僧都」進叙任18単位を修得せず、大正大学ならびに佛教大学を卒業または退学し、現僧階が「律師」の者

申込方法

受講希望者は、申請書をご記入いただき、浄土宗教学部に提出してください。

申請書の請求は、浄土宗教学部にて受け付けます。郵便・FAX・Eメールでの請求は、所属教区・寺院No.・寺院名・氏名・送付先を明記してください。

講義科目

A期

開講期	科目群	科目名	日程	コマ数
A-I	浄土学に関する科目群	浄土宗聖典の思想 (三部経・選択集の講読)	講義①	9コマ
A-II	仏教学に関する科目群	インド仏教史	講義②	3コマ
		中国仏教史	講義③	3コマ
		各宗概論	講義④	3コマ

B 期

開講期	科目群	科目名	日程	コマ数
B-I	浄土学に関する科目群	浄土列祖の思想 (各種聖典の講読)	講義①	9コマ
B-II	現代社会と教団に関する科目群	現代宗教論	講義②	3コマ
		現代教化論	講義③	3コマ
	僧侶の実践に関する科目群	伝道学	講義④	3コマ

※ 講義時間はいずれの科目も1コマ70分

※ A-I、A-II、B-I、B-IIそれぞれ9コマ合計36コマを履修

注意事項

- (1) 本講座は、僧階「律師」に叙任された者が、「少僧都」に進級するための研修です。
- (2) 本講座は、A期およびB期の2期制で開講いたします。なお、A期およびB期をA-I、A-II、B-I、B-IIの4回に分けて各期2回開講いたします。
- (3) A期またはB期ならびにIまたはIIのどちらからでも受講することができます。
- (4) 研修形式は通学研修（スクーリング制）です。
- (5) 受講者は、2日間を通して科目ごとに定められた講義全コマを受講しなければ、試験を受けることはできません。
- (6) 本講座のA期（I、II）またはB期（I、II）の全科目全コマを受講し、試験に合格することによって修了となります。
- (7) 本講座の受講者は、A期またはB期を修了後4年以内に全期を修了しなければなりません。
- (8) 所属寺院において、一宗課金等滞納の場合は受講申請書を受理いたしません。
- (9) 詳しい日程および持ち物については、申込締切後、別途ご案内いたします。

受講諸経費

受講料はありせん。ただし、交通費、宿泊費および食費については、個人負担となります。

僧階「少僧都」進級並びに学階「得業」授与

- (1) 僧階「少僧都」進叙任の条件は、本講座の全期（A期およびB期）を修了していること、「律師」叙任後5年以上が経過していること、および教階「輔教」以上を有していることが条件となります（「少僧都」進級に関しての功績点は必要ありません）。
- (2) 僧階「少僧都」申請時に冥加料として、50,000円が必要です（教区冥加料別途）。
- (3) 本講座修了による僧階「少僧都」進叙任者は、学階新授与申請を提出することにより、学階「得業」を取得することができます。また、功績点については、僧階「少僧都」へ進叙任と同時に、功績点50点に達するよう相当分の点数が付加されます（※叙任時に功績点50点以上を有している者への功績点付加はありません）。

詳しくは『和合』の開催のお知らせをご覧ください。

お問い合わせ

教学部 〒605-0062 京都市東山区林下町 400-8

TEL 075-525-0480 FAX 075-531-5105